

調布市 よりよい住まいづくり応援制度 バリアフリー適応住宅改修補助のご案内

よりよい住まいづくり応援制度とは？

「よりよい住まいづくり応援制度」とは、調布市民の皆様の居住環境を向上させるため、安全で快適な住まいの確保を応援する制度です。

バリアフリー適応住宅改修補助はこの制度の一つで、高齢化等への対応を目的とした、以下の対象工事に要した費用の一部を補助します。

1 対象住宅

調布市内にある個人住宅及び併用住宅

（個人名義で賃貸借をしている住宅の専有部分及び集合住宅の専有部分を含む）

※補助金の交付は、1 対象住宅当たり 1 回のみです。

※公営住宅（都営住宅・市営住宅）は対象外です。

2 対象者

次の要件の全てに該当する方

- （１）対象住宅の所有者又は賃借人
- （２）納期の経過した市税を完納している方
- （３）対象住宅に 6 ヶ月以上居住している方

3 補助対象工事 ※実施予定の工事が補助対象工事が不明な場合はご相談ください。

- （１）段差の解消
- （２）廊下及び出入口の幅の確保
- （３）利用しやすい浴槽等への交換又は改修（寸法の要件あり）
- （４）手摺りの設置
- （５）家庭用エレベーターの設置（階段昇降機を含む）
- （６）車いす対応キッチンの設置
- （７）和式から洋式便器への改修、車いす対応洗面化粧台の設置

※ 外構工事も補助対象となる場合があります。

留意事項

- ・ 施工業者は、調布市内に事業所がある法人に限るため、見積書、契約書、領収書の記載等により、市内の所在地であることを確認してください。
- ・ 申請時点において、補助対象工事の契約をしていないこと。
※契約は、工事計画承認決定後に行ってください。
- ・ 補助対象工事において、調布市の他の補助制度等による補助等を受けていないこと。
- ・ 住宅ポイント等のポイント制度（国土交通省）を利用していないこと。
- ・ 補助対象住宅が原則、建築基準法に違反していないこと。
- ・ 申請年度の3月10日までに工事完了報告書を提出できること。



4 補助の内容

補助金の額は、次のいずれかの低い額（千円未満切り捨て）

- （１）補助対象工事費の 1/2 に相当する額 （２）上限額 10 万円

5 工事計画承認申請の手続き

工事契約前に工事計画承認申請が必要です。

※工事契約後の工事計画承認申請は受付できません。

また、申請の締切は令和8年12月28日（月）です（郵送の場合は必着）。

※予算に限りがあるため、締切前に終了する場合があります。

（申請に必要な書類等）

① 工事計画承認申請書（第 1 号様式）
② 対象住宅の所有者を確認できる書類 例）・固定資産税の課税明細書の写し ・登記事項証明書 ・固定資産税の評価証明書（登記用のものを除く。資産税課で発行） ・固定資産税の名寄帳（資産税課で発行）
③ 市税等の滞納がなく、完納していることがわかる証明書（市が発行） 例）完納証明書（納税課で発行） ※対象住宅が共有所有の場合、所有者全員分の証明書が必要です。 ※税目や納付方法によって納付状況の反映に日数を要しますので、当日発行が難しい場合があります。詳しくは納税課に事前にご確認ください。
④ 住民票（市民課で発行） ※6ヶ月以上居住していることの確認書類として
⑤ 工事見積書 ※補助対象工事以外の内容を含んでいるものは、補助対象工事の内容を分かるようにしてください。
⑥ 工事計画図 ※浴室改修工事については、改修前後の段差等の寸法が記載された書類（浴室改修工事計画図）及び製品カタログ（写し）が必要です。
⑦ 工事前の改修箇所の写真 ※段差解消工事の場合、段差寸法が分かる写真 ※撮影日が分かるもの
⑧ 承諾書（対象住宅が共有所有の場合。申請者以外の所有者全員分）
⑨ 委任状（申請手続きを申請者以外の者に委任する場合）

申請者が対象住宅の賃借人の場合は、②⑧の代わりに以下の書類が必要です。

⑩ バリアフリー適応住宅改修承諾書（第 2 号様式）

⑪ 賃貸借契約書の写し

※工事内容に変更があった場合、変更申請が必要となる場合がありますので、事前に住宅課までご連絡ください。

6 工事完了報告の手続き

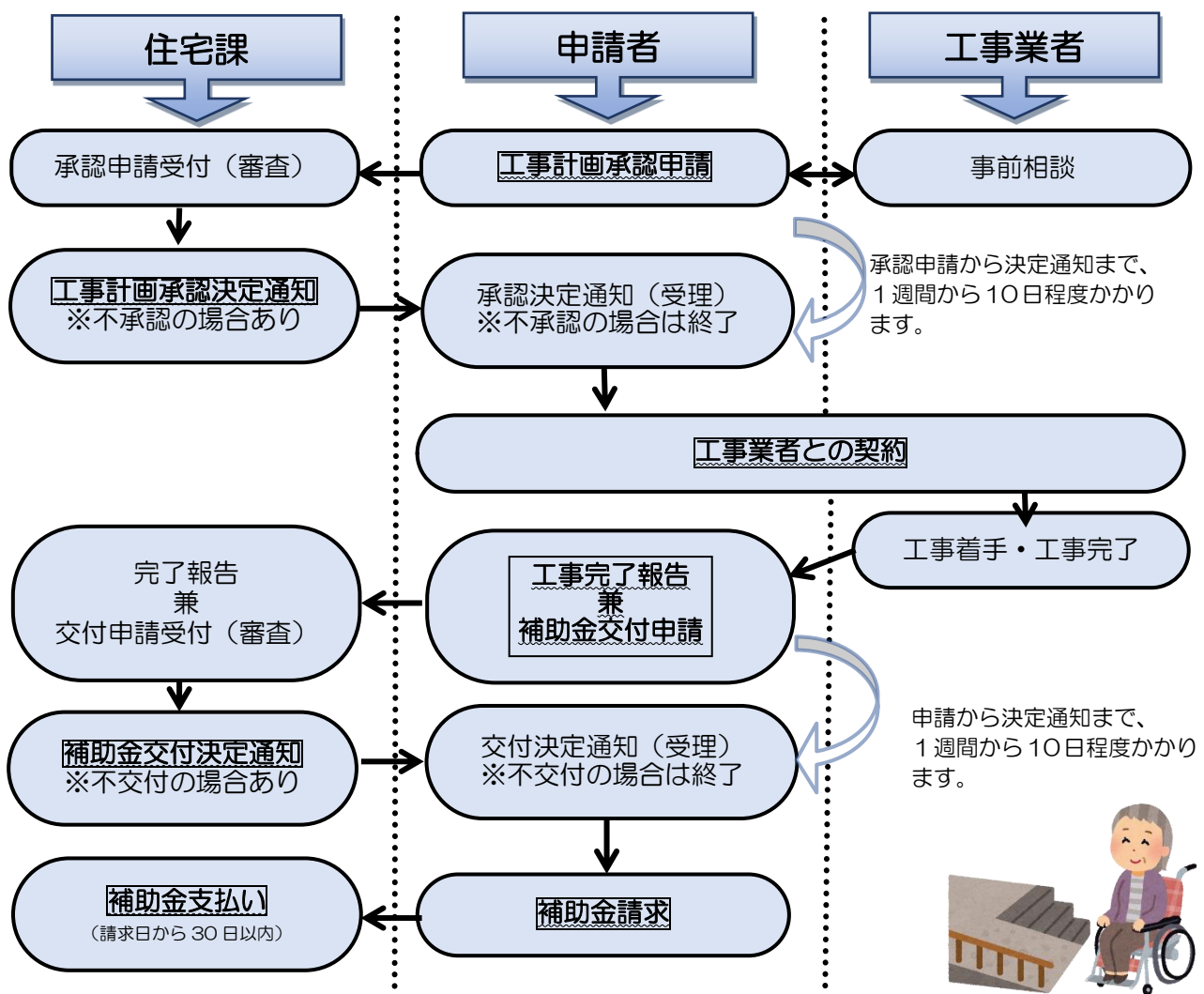
工事完了(3月10日まで)後、速やかに以下の書類を提出してください。

- | |
|---|
| ① 工事完了報告書兼補助金交付申請書(第8号様式) |
| ② 工事契約書の写し |
| ③ 領収書の写し |
| ④ 工事完了後の写真(工事前の写真と比較できるもので、撮影日が分かるもの)
※現地確認を実施する場合があります。 |

7 補助金の支払いについて

完了報告書兼補助金交付申請書の提出後、一週間前後で交付決定通知と請求書を送付いたします。請求書に振込先等を記入し提出してください。請求書受領後から30日以内に請求書に記入してある口座に振り込みます。

バリアフリー適応住宅改修補助制度の流れ



都市整備部 住宅課 住宅支援係(調布市役所7階)

住 所: 〒182-8511

調布市小島町2-35-1

メール: jyutaku@city.chofu.lg.jp

電 話: 042-481-7545 Fax: 042-481-6800

受付時間: 平日8:30~17:00(12:00~13:00を除く)

